

(仮称)中和泉グループホーム計画

～法人・計画事業の概要～



社会福祉法人 足立邦栄会

令和4年(2022年)4月

事業者の紹介



社会福祉法人 足立邦栄会

足立邦栄会は、法人設立者が「今日のわが国の繁栄は戦中戦後に苦労を重ねてきた方々によりもたらされた。その方々の老後が少しでも報われるように」と、高齢者福祉施設の設立・運営のために設立されました。

運営事業所は、足立区(高齢者・障害者)、府中市(障害者)、狛江市(障害者)に4施設23事業を展開しています。各事業所は拠点施設を中心に、Heart to Heart を合言葉に心の通い合うサービスを提供しています。

法人理念

1. 心の通い合う支援を心の通い合う仲間が提供します。
2. 地域で住み慣れた生活を続けるための福祉拠点の役割を果たします。



狛江市での事業展開



あいとぴあセンター内

- ・ポンテ(生活介護・対象:重度身体障がい)
- ・あいとぴあ日中一時支援室
- ・みずきケアセンター狛江 (居宅介護・移動支援)



東和泉1-32-21

- ・こまえ工房
(生活介護/就労継続支援B型・対象:知的障がい)
- ・相談支援センターみずき
(一般相談、特定相談支援、障害児相談支援)

中和泉4-23-1

- ・こまほっとシルバー相談室多摩川住宅
中和泉3丁目
- ・パンダ(共同生活援助)



本計画事業の内容 ～障がい者の住まい(19床)～

1.グループホーム(共同生活援助)・・・定員17名、うち体験利用枠1名

- ・1階:ユニットⅠ(6名)・・・主に身体障がい者が利用対象
- ・2階:ユニットⅡ(6名)・・・主に知的障がい者が利用対象
- ・2階:ユニットⅢ(5名)・・・主に知的障がい者が利用対象

※障がい中度～重度(主に障害支援区分4～6)の方を利用対象としています。

2.ショートステイ(短期入所)・・・1階ユニットⅠにて定員2名

※利用者の居室は全室個室です。食堂・リビング、浴室、トイレはユニットごとにあります。

※ショートステイとグループホームの体験利用枠は、障がいの種別(身体、知的、精神障がい等)を問わず利用可能です。必要な支援を受け、集団での生活を送ることができる方が利用します。

○職員体制概要

- ・基本的には24時間365日、職員を配置します。
- ・夜間は、各階に夜勤者1名以上配置します(計2～3名)。
- ・(利用者が少ない)平日日中も職員がいます。
- ・その他、早番(朝7時ごろから)、遅番(夜8時ごろまで)を配置します。



グループホームとは

- グループホームは、「住まい」の場です。



今回整備を行なうのは、相談や入浴、排せつ、食事の介助といった日常生活上の支援を必要とする方を対象としたグループホームです。全部で17床整備を行います。

グループホームには、食事や入浴の準備、所持金の管理等を行う「世話人」、身の回りのことに関する介助等を行う「生活支援員」が中で働いています。職員はグループホームに泊り、夜間も入居者のサポートを行います。

利用者は平日は日中、作業や活動を行なう場に行くため、午前9時半頃にグループホームを出発し、午後4時頃に帰宅します。休みの時は、グループホーム内で過ごすこともあれば、外出支援のサービスを使って出かけることもあります。週末や年末年始など、自宅に帰る方もいるかもしれません。

外出について、移動が自力で可能で、かつ行動面でお手伝いが必要ない方は、単独で外出します。車いすを押してあげたり、行動面にお手伝いが必要だったりする方は、介助者が付き添います。

その他、体験型グループホームとして、一人暮らしを希望される方や施設などに入所している方が地域に戻る際の訓練を行う場としての機能があります。この場合は、施設職員の他、相談事業に関わる方が支援に入ることもあります。



ショートステイ(短期入所)とは

- ショートステイは、「一時的な泊り」を行う場です。



自宅で介護をしている方が、病気や家族の一時的な休息、その他の理由により短期間の入所を必要とする方に、入浴や排せつ、食事、着替えの介助などの日常生活上の支援を行う場です。

施設内には昼夜に職員が常駐しており「管理人」と身の回りのことに関する介助等を行う「世話人」が中で働いています。職員は夜間も利用者のサポートを行います。

利用者は、原則として夕方に入所し、翌日午前中に帰宅若しくは日中作業を行う場に行った後に自宅に帰宅します。2泊以上泊まる場合も、日中平日は作業を行う場に行くこともある他、休みの時は施設内で過ごすこともあれば、外出支援のサービスを使って出かけることもあります。

そのほか、この建物で、狛江市がやること、足立邦栄会が協力すること

- ・地域生活支援拠点の整備(その一翼を担います)
- ・サテライト相談
※別紙、狛江市の資料をご参照ください。
- ・大規模災害時の福祉避難所
(在宅の障がい者などの要援護者とその介助者を、最大4組受け入れます。)

グループホームが必要な理由 ～思い・願い～

・誰もが自分の人生の主人公

障がいがあってもなくても、個人として尊重される(一人の人間として大事にされる)権利があります。

・住み慣れた街、住みたい街で暮らし続ける

かつて多くの障がい者は、人里離れた施設に入所したり、家から外に出なかつたり、社会の見えないところに居ることを余儀なくされてきました。

しかし、障がい者の権利回復が進む中で、住みたい街／住み慣れた街で暮らし、通いたい場所／通い慣れた場所に通うという、あたり前の暮らしができるよう、法や制度も変わってきています。

・街中に施設があることで、豊かで充実した生活や活動を

障がい者が社会参加するに当たっては、上記の願いを実現するために、住まいから通いやすく、かつ活動の幅が広がる場所、多くの地域資源がある場所こそ望ましいと考えます。

・人とつながる、社会とつながる

人・社会とのつながりが豊かであるほど、人々の精神的な充実感や安心感が高まると言われます。

「(仮称)中和泉グループホーム計画」では、地域で暮らす障がい者の社会参加と自己実現のため、そうしたつながりを大切にしていきたいと思います。

また施設としては、地域コミュニティ等の活動に、ご協力させていただけるところがあれば、参加させていただきたいと思っています。

・「障がい者が暮らしやすい街」に、そして「誰もが暮らしやすい街」へ

「障がい者の暮らしが優遇されて、障がいを持たない人々が肩身の狭い思いをする」のではなく、「障がい者が暮らしやすい街は、障がいを持たない人々も暮らしやすい」社会であるべきだと思います。

地域のバリアフリーの促進や施設を利用する障がい者が地域の方々と交流することなどにより、誰もが暮らしやすい街につながってほしいと願っています。